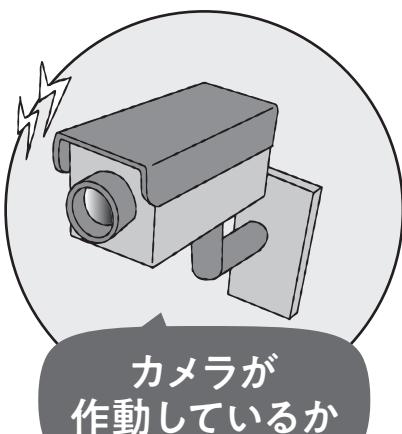


地域の 防犯カメラを 点検しましょう



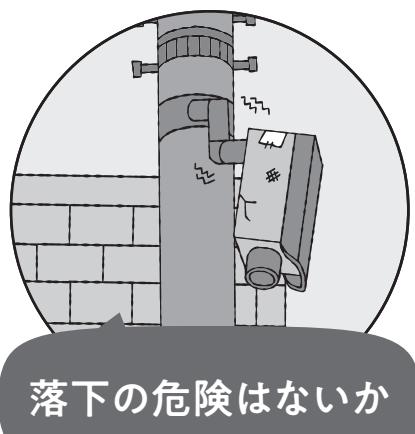
防犯カメラ点検のチェックポイントは?



カメラが
作動しているか



録画された映像が
確認できるか



落下の危険はないか

こんなときどうする?

Q1 防犯カメラの設置場所を変更したいときは?

Q1

変更前及び変更後の設置場所の管理者から承認をもらうとともに、各団体で策定している「防犯カメラの設置及び利用基準」の内容を改正してください。名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置した場合は、区地域力推進課へ設置場所を変更することを申し出てください。

Q2 防犯カメラを撤去したいときは?

Q2

名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置した防犯カメラは、6年間は設置を続ける必要があります。期間経過前に廃止する場合は、設置時に交付した補助金の返還を求める場合があります。撤去を希望する場合は、**実施前に**区役所地域力推進課へご相談ください。

Q3 管理体制(代表者など)に変更があった場合は?

Q3

道路占用許可を得ている場合は、代表者の変更を届け出てください。詳しくは各土木事務所へご相談ください。また、各団体で策定している「防犯カメラの設置及び利用基準」の管理責任者、取扱者、閲覧者を改正してください。※改正に際し、区役所への提出は不要です。

防犯カメラの設置及び利用基準

防犯カメラを設置する町内会等は、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用基準に関するガイドライン」に従って、「防犯カメラの設置及び利用基準」を策定し、適切な維持管理を行う必要があります。補助金を活用して防犯カメラを設置した場合、補助金申請時に策定していただいております。

名古屋市の防犯カメラに関する補助制度

1 防犯カメラの電気料補助

防犯カメラを維持・管理する団体(町内会・自治会など)に補助します。
補助金額は各年度の電気料金をふまえて決定します。

〈参考〉令和7年度補助額(1台あたり年額) 2,111円



対象となる防犯カメラ

- 地域団体が維持・管理を行っているもの
- 公道又は公道に面した公園など公共空間を撮影するもの
- 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、適切な維持管理を行っているもの

※他の詳細な条件については、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

手続きの方法



※提出書類・申請時期など詳しくは、各区役所地域力推進課でご確認ください。

2 防犯カメラの更新・修繕に対する補助

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金を活用して設置した防犯カメラが故障した場合、更新(取替)費用や修繕費用の補助制度があります。工事の手続きを始める前に各区役所地域力推進課へお問い合わせください。

3 市民活動保険

防犯カメラの点検時、万一事故にあったら市民活動保険の対象になります。
詳しくは各区役所地域力推進課へお問い合わせください。

防犯カメラに関するお問い合わせ先(電話番号)

●各区役所地域力推進課

千種区 753-1821	東 区 934-1122	北 区 917-6432	西 区 523-4524
中村区 433-2742	中 区 265-2228	昭和区 735-3824	瑞穂区 852-9302
熱田区 683-9423	中川区 363-4319	港 区 654-9621	南 区 823-9322
守山区 796-4521	緑 区 625-3873	名東区 778-3021	天白区 807-3821

●名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課 972-3128